

ひ 広 報

ひのはら

10月号

令和 7 年
(2025 年)
No.557



檜原村中学生海外派遣事業

令和7年度 檜原村中学生海外派遣事業 壮行会



・・・主な内容・・・

令和6年度決算のあらまし	2～8
株式会社めるか檜原令和6年度決算状況	9
婦人がん検診（個別検診）のご案内	10
檜原村高齢者等ICTみまもり事業	22～23
認可外保育施設利用者補助金について	25

令和6年度 決算のあらまし

令和6年度における村の歳入歳出決算について、一般会計を中心にお知らせいたします。

令和6年度は、少子・高齢化対策をはじめとする福祉施策、生活基盤の整備・充実、自然との共生、教育の充実、過疎対策等に向け、さまざまな事業を行いました。

主なものとしては、バス路線の維持、修景地整備事業（沿道立木の伐採等）、移住・定住推進事業、保育所運営委託、後期高齢者医療費助成、獣害対策事業、森林再生（間伐）事業、水の浸透を高める枝打ち事業、地場産材活用事業、エコツーリズム推進事業、神戸マス釣場整備事業、農道・林道・村道の整備、村営住宅関連事業、消防事務委託、児童・生徒通学費補助、高校生等就学世帯生活支援、文化財活用事業、子育て支援事業、物価高騰対策に伴う関連対策事業などを行いました。

決算規模は、歳出総額で39億8,039万5,218円と対前年度比7.53%の増となっています。

また、平成19年度決算から公表が義務付けられた健全化判断比率・資金不足比率については、実質公債費比率が△3.8%となり、他の指数についても基準を下回り健全な状況を維持しています。

※決算書・予算書は、役場及び村の各施設の休憩所等に置いてありますので、ご覧ください。

令和6年度一般会計・特別会計・歳入歳出決算総括表

（単位：千円）

区 分			歳入			歳出			歳入歳出 差引残金
			予算額	決算額	比較 (%)	予算額	決算額	比較 (%)	
一 般 会 計			4,139,151	4,154,826	100.4	4,139,151	3,980,395	96.2	174,431
特 別 会 計	国民健康 保 険	事業勘定	350,937	339,749	96.8	350,937	330,882	94.3	8,867
		診療施設 勘 定	209,989	214,139	102.0	209,989	202,856	96.6	11,283
	都 民 の 森 管 理 運 営 事 業		138,793	138,064	99.5	138,793	127,475	91.8	10,589
	介 護 保 険		475,466	476,504	100.2	475,466	458,271	96.4	18,233
	介護サービス事業		47,029	46,965	99.9	47,029	45,393	96.5	1,572
	後期高齢者医療		89,789	90,285	100.6	89,789	89,211	99.4	1,074
合 計			5,451,154	5,460,532	100.2	5,451,154	5,234,483	96.0	226,049

※千円未満の端数処理により円単位の決算額と差が出る場合があります。

一般会計の実質収支額は

1億4,602万5千円

※繰越事業分の28,406千円は除きます。

歳入総額 41億5,482万6千円

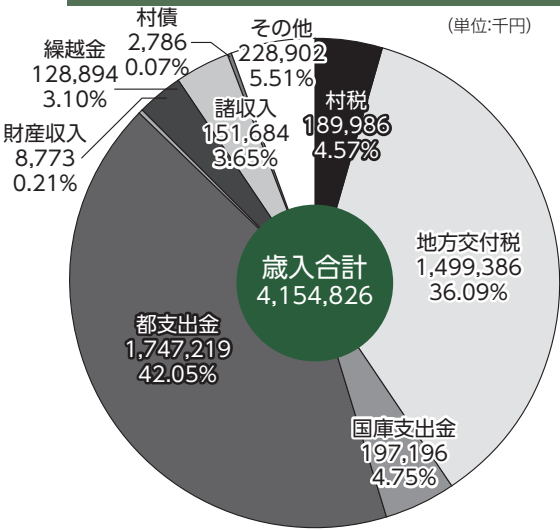
歳出総額 39億8,039万5千円

※ 一般会計決算額の中には、各特別会計への繰出金及び各企業会計への補助金615,650千円が含まれています。

（単位：千円）

区 分	繰出金額	区 分	繰出金額
事 業 勘 定	51,682	介護サービス事業	15,757
診療施設勘定	42,347	後期高齢者医療	46,290
都 民 の 森	127,318	簡易水道事業	74,152
介 護 保 険	86,744	下 水 道 事 業	171,360
合 計			615,650

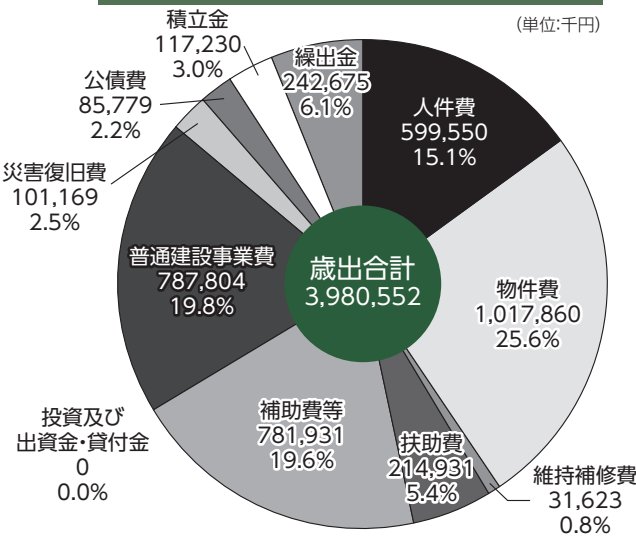
款別歳入内訳



その他の内訳

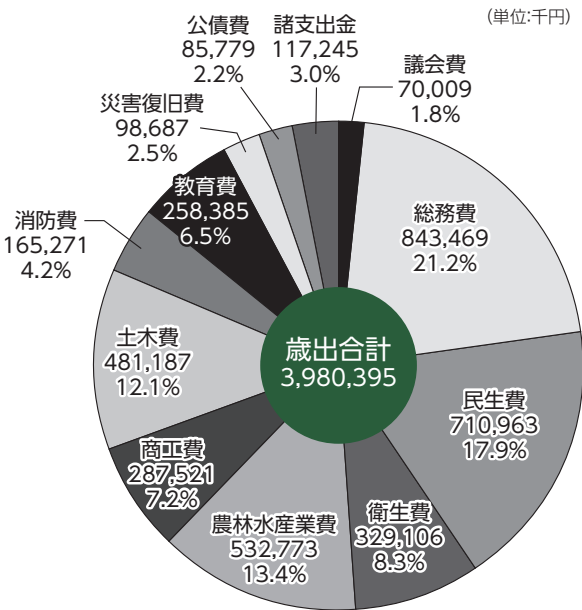
地方譲与税	57,369	1.38
利子割交付金	491	0.01
配当割交付金	2,525	0.06
株式等譲渡所得割交付金	3,675	0.09
法人事業税交付金	11,856	0.29
地方消費税交付金	52,254	1.26
自動車取得税交付金	39	0.00
環境性能割交付金	4,192	0.10
地方特例交付金	7,125	0.17
交通安全対策特別交付金	1,439	0.03
分担金及び負担金	2,065	0.05
使用料及び手数料	33,155	0.80
寄附金	15,332	0.37
繰入金	37,385	0.90

性質別決算の状況



性質別決算については、普通会計（一般会計・都民の森管理運営事業特別会計を合算）の数値となります。

目的別決算内訳



人件費

職員の給与や議会議員・各種委員会の委員等に支給される報酬などです。

物件費

旅費・役務費・委託料などの消費的経費で、公共施設の維持管理費なども含まれます。

扶助費

高齢者・児童・心身障害者などの方を援助するための経費です。

補助費等

村民や団体に対する助成金、阿伎留病院企業団などの一部事務組合への負担金などです。

普通建設事業費

公共施設の建設にかかる経費などで、林道改修・開設工事、村道改良工事、移住体験等住宅建築工事、神戸国際マス釣場建替工事などを行いました。

公債費

事業などを行う際に借り入れた村債（借金）の償還金です。歳出に占める割合が大きにならないよう、計画的な借り入れを行っています。

積立金

今後の財政運営・公共施設整備のために基金として積み立てたものです。（利子を含む。）

令和 6 年度に行った主な事業

●総務費

事業名	事業費
やまびこ運行委託	14,208
総合計画策定業務委託（線越明計）	1,252
総合戦略策定業務委託	1,870
商業施設駐車場補修工事	1,221
公有財産購入	99,387
ペットボトルウォーター製造業務委託	1,714
移住体験等住宅整備事業費	93,371
元郷バス待合所建設工事設計業務委託	2,079
ものづくりチャレンジ支援事業補助	584
企（起）業誘致優遇制度補助	278
河川活用活性化事業補助	1,000
ふるさと納税推進業務委託	1,051
基幹系システム標準化委託	28,017
物価高騰対策支援事業費	56,912
バス路線維持費補助	12,348
定住促進（空家）補助	6,462
定住促進サポート事業補助	3,400
自治会活動支援金	1,300
衆議院議員選挙費	4,740
東京都知事選挙費	6,944

●民生費

事業名	事業費
社会福祉協議会補助	9,902
敬老福祉大会実施経費	4,332
福祉作業所運営委託	11,552
社会適応支援事業委託	4,195
高齢者世帯等ごみ回収業務委託	2,595
受験生チャレンジ支援貸付事業委託	3,000
地域福祉計画策定業務委託	3,300
障害者日中活動サービス推進事業補助	5,699
重度障害者タクシー乗車料金等助成	310
障害者自立支援給付費	60,513
各単位高齢者クラブ補助	898
シルバー人材センター補助	18,298
高齢者運転免許自主返納者支援補助	270
やすらぎの里施設改修設計業務委託	3,465
後期高齢者医療費助成	7,101
住民税非課税世帯等臨時特別給付事業	7,146
児童館運営委託	8,346
乳幼児・子ども等医療費助成	5,339
保育所運営委託（管内、管外）	84,553
子ども・子育て支援事業計画策定業務委託	5,027
出生祝金	600
子育て支援保育料等補助	1,021
子育て支援学校給食費補助	4,381
高等学校等就学世帯生活支援	4,668
乳幼児育児用品助成	616

●衛生費

事業名	事業費
予防接種委託	7,018
人周ドック検査委託	1,222
総合がん検診委託	8,899
小水力発電設備導入可能性調査業務委託	7,095
太陽光発電設備設置等事前調査委託	330
浄化槽設置補助	852
下水道区域外浄化槽設置交付金	464
し尿汲取委託	16,500
し尿汲取不可能世帯及び浄化槽設置家庭清掃等補助	1,935
一般廃棄物収集業務委託	37,347

●農林水産業費

事業名	事業費
有害鳥獣駆除委託	2,261
獣害対策くくり農設置委託	4,202
サル追い払い事業委託	5,200
放任果樹等伐採業務委託	4,484
有害鳥獣駆除用捕獲檻（大型獣）購入	3,495
サル動向調査用受信基地局購入	3,190

（単位：千円）

加害獣侵入防止対策事業電気柵設置原材料費	3,054
農作物獣害防止対策補助	7,727
森林再生事業間伐作業委託	89,343
水の浸透を高める枝打ち事業作業委託	26,215
修景地整備委託	58,579
おもちゃ美術館管理運営委託	12,000
地場産材活用対策奨励事業交付金	8,299
林道補修工事	4,646
南沢林道石積擁壁補修工事	6,413
笹野向林道開設工事	31,990
立山林道開設工事	47,972

●商工費

事業名	事業費
あきる野商工会補助	14,099
公衆トイレ清掃委託	2,282
河川清掃委託	3,165
森林資源を活用した魅力創出事業委託	21,450
神戸岩駐車場改修工事	6,600
小林家住宅登山道整備改修工事	2,794
温泉センター敷地内法面補強工事	2,178
温泉センター建築設備等改修工事	1,162
神戸国際マス釣場整備事業費	174,235
観光パンフレット作成補助金	2,451
西多摩地域入込観光客数調査事業負担金	2,670
エコツーリズム推進協議会交付金	4,189
檜原村観光協会補助	6,790
払沢の滝まつり実行委員会補助	8,600

●土木費

事業名	事業費
秋川南岸道路整備事業に伴う道路用地購入費・物件補償費	152,989
小沢急傾斜地崩壊防止事業負担金	6,143
秋川南岸道路整備事業に伴う和田橋補修工事等負担金	18,511
地籍調査業務委託	7,898
村道維持補修工事	11,001
村道第 7 号時坂線側溝改修工事	4,454
村道第 60 号湯久保線側溝改修工事	3,308
橋梁長寿命化修繕計画改定業務委託	5,467
橋梁塗膜調査業務委託	4,321
公営住宅改修工事	5,280

●消防費

事業名	事業費
消防事務委託	82,738
消防積載車購入	37,353
檜原村地域防災計画改定業務委託料	3,696

●教育費

事業名	事業費
学校安全管理委託	1,848
校務支援システムシステム使用料	6,270
児童・生徒通学費補助	3,587
鑑賞教室補助	710
臨海学園補助	539
遠足及び校外学習等補助	963
特色ある学校づくり補助	452
漢字・英語検定受験料補助	197
小学校特別活動教室（ホール）空調設備設置工事	4,362
重要文化財小林家住宅管理委託	5,750
村芸芸保存奨励金	900
利島交流事業補助	3,517
中学生海外派遣事業	9,550
調理器具消毒保管機購入	1,870

●災害復旧費

事業名	事業費
令和元年台風19号に伴う瀬戸沢林道(第1工区)災害復旧工事	67,320
令和元年台風 19 号に伴う瀬戸沢林道(第2工区)災害復旧測量調査委託料	27,611

財政規模

区 分	金 額 等
基準財政需要額	1,577,191 千円
基準財政収入額	270,012 千円
標準財政規模	1,633,963 千円
財政力指数（単年度）	0.171
実質公債比率（3ヵ年）	△3.8 %
経常収支比率	72.9 %

基金の現況

（単位：千円）

基金の現況区分		令和6年度末現在額
一般会計	財政調整基金	2,724,384
	災害対策基金	10,962
	教育施設基金	113,240
	学校跡地利用整備基金	39,501
	観光施設整備基金	39,009
	社会福祉基金	566,112
	減債基金	74,702
	土地開発基金	200,800
	公共施設整備基金	1,892,008
	人材育成基金	180,890
	移住定住促進基金	105,003
	森林整備活用基金	47,535
	災害復旧・復興基金	10,611
特別会計	小 計	6,004,757
	国民健康保険基金	1,273
	診療施設運営基金	42,085
	医師退職手当基金	18,609
	介護保険給付費準備基金	85,265
	小 計	147,232
	合 計	6,151,989

保険給付等

区 分		金 額 等
令和7年 3月31日 現在	人 口	1,910 人
	世 帯	1,095 世帯
	年間平均 国保加入	人 口 508 人
		世 帯 366 世帯
	加入率	人 口 26.6 %
保険税		世 帯 33.4 %
	医療給付分	27,250,697 円
	介護給付分	3,989,087 円
	後期高齢者支援金分	8,885,716 円
合 計		40,125,500 円
1人当り保険税		78,987 円
1世帯当り保険税		109,633 円
保険給付費総額		186,103 千円
1人当り給付費		366,344 円
総受診件数		6,872 件
高額療養費件数		457 件
高額療養費		24,534 千円
出産育児一時金(件数)		1 件
出産育児一時金		500 千円
葬祭費(件数)		6 件
葬 祭 費		300 千円

診療の状況

区 分	金 額 等
一般診療件数	7,239 件
歯科診療件数	1,453 件
診療収入	116,521 千円
医薬品衛生材料購入費	38,210 千円

村が借りているお金(村債)

（単位：千円）

区 分	件数	令和6年度末残金	元金償還金に対する財政支援	実質償還残額	備 考
一般会計	過疎対策事業債	0	0	0	
	辺地対策事業債	0	0	0	
	東京都振興基金	0	0	0	
	その他の地方債	23	607,401	607,401	0
	小 計	23	607,401	607,401	0
簡易水道特別会計	3	29,973	5,995	23,978	
下水道事業特別会計	53	1,091,257	522,452	568,805	過疎、辺地債含む
合 計	79	1,728,631	1,135,848	592,783	

※村債については、交付税によって後年度に財政支援されるものをなるべく選択して起債しています。
過疎対策債については70%、辺地対策債については80%、減税補てん債、臨時財政対策債、減収補填債については、100%、簡易水道については0～23%、下水道事業については45～100%の率で普通交付税の算定に元利償還額が算入される予定です。

人 件 費

（単位：千円、人）

区 分			議員報酬手当	各種委員等報酬	村長三役給与	職員給等	その他	計	職員数
一般会計			35,712	100,854	35,085	266,124	115,201	552,976	46
特別会計	国保 会計	事 業 勘 定		40		13,790	3,945	17,775	2
		診療施設勘定		6,198		57,320	19,239	82,757	9
	都 民 の 森 会 計			9,388		28,448	8,738	46,574	4
	介 護 保 険 会 計			634		19,619	5,525	25,778	3
	合 計			35,712		117,114	35,085	385,301	152,648

※各種委員等報酬欄には、会計年度任用職員報酬が含まれています。（職員数：令和7年3月31日現在）

財政健全化判断比率・資金不足比率について

令和6年度決算に基づき、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定による健全化判断比率等（財政指標）を算定し、次のとおり算定結果（暫定値）がまとまりましたので、財政健全化法の規定に基づく健全化判断比率等をお知らせします。

（早期健全化比率、財政再生基準を上回るかどうかの判定をするものです。）

※財政健全化法とは

従来の再建法では、地方自治体（地方公共団体本体の会計）において赤字額が標準財政規模（※）の20%を超えるといきなりレッドカードが出て財政再建団体となり、イエローカードともいえる注意喚起の段階がありませんでした。また、特別会計や企業会計にいくら累積赤字があっても財政再建団体とならず、地方公共団体全体の姿を反映したものではありませんでした。

財政健全化法では、「早期健全化」と「財政再生」の2段階で財政悪化をチェックするとともに、特別会計や企業会計も合わせた連結決算により地方公共団体全体の財政状況をより明らかにしようとするものです。

（※）標準財政規模：地方公共団体が自由に使える財源の標準的な規模を表します。

1 財政指標算定結果の概要

（1）村財政の早期健全化・再生に関する指標

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）は、いずれも「早期健全化基準」に該当しませんでした。

	①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率	⑤資金不足比率
6年度算定結果数値	△9.58	△21.09	△3.8	△406.1	—
早期健全化基準	15.0	20.0	25.0	350.0	20.0
財政再生基準	20.0	30.0	35.0	—	—

（2）公営企業の経営健全化に関する指標

各公営企業会計における資金不足比率は、資金不足を生じた公営企業はないため、「経営健全化基準」に該当しませんでした。

2 村財政の早期健全化・再生に関する指標（健全化判断比率）についての説明

① 実質赤字比率

該当なし 【早期健全化基準：15.0%】

一般会計等を対象とした実質赤字額の、標準財政規模（人口、面積等から算定する該当団体の標準的な一般財源の規模）に対する比率であり、これが生じた場合には赤字の早期解消を図る必要があります。

なお、令和6年度の檜原村の一般会計等の実質収支は黒字であり、実質赤字は生じておらず、**実質赤字比率は該当しません。**

② 連結実質赤字比率

該当なし 【早期健全化基準：20.0%】

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額（または資金不足額）の、標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には問題のある赤字会計が存在することとなり、赤字の早期解消を図る必要があります。

なお、令和6年度の檜原村の一般会計等の実質赤字及び公営企業会計の資金不足はいずれも生じておらず、連結実質赤字比率は該当しません。

③ 実質公債費比率

△3.8% 【早期健全化基準：25.0%】

一般会計等が負担する元利償還金などの、標準財政規模に対する比率（過去3ヵ年の平均）であり、18.0%を超えると起債の許可が必要となり、25%を超えると一部の起債発行が制限されます。

令和6年度の比率は、△3.8%となっており、健全な財政運営であるといえます。

④ 将来負担比率

該当なし 【早期健全化基準：350.0%】

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すストック指標です。

この比率が高い場合、将来これらの負担額を実際に支払う必要があることから、今後の財政運営が圧迫されるなどの問題が生じる可能性が高くなります。

令和6年度末において、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債額を、充当可能財源（基金等）が上回っているため、将来負担比率は該当しません。

⑤ 公営企業の経営健全化に関する指標（資金不足比率）について

資金不足比率は、公営企業ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率であり、経営健全化基準（20%）以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

令和6年度においては、簡易水道事業、下水道事業とも資金不足が生じた公営企業はないため、資金不足比率は該当しません。

上記の5指標の算定結果で、檜原村はすべてにおいて早期健全化基準を大きく下回っており、従来からの別掲の財政指標中の経常収支比率も72.9%（令和5年度75.9%）であり、村の財政は引き続き健全な状況を維持しています。

しかし、自主財源が少ない村においては、公共施設の整備等に必要な資金として村が借り入れる起債につきましては、交付税によって後年度に財政支援されるものを選択するなど、今後も行財政改革を進めながら健全かつ確実な財政運営に努めていきます。

令和6年度公営企業会計決算の公表について

令和6年度公営企業会計の決算をお知らせいたします。

簡易水道事業

概況

給水水栓 1,127 栓
給水量 323,285 m³
一日平均給水量 886 m³

簡易水道事業会計

(単位：千円)

区分		予算額	決算額	比較
収益的収支	収入	129,388	134,291	103.8
	支出	129,394	123,058	95.1
資本的収支	収入	142,328	128,976	90.6
	支出	146,003	119,337	81.7

下水道事業

概況

排水面積 102 ha
有収水量 200,059 m³
一日平均有収水量 548 m³

下水道事業会計

(単位：千円)

区分		予算額	決算額	比較
収益的収支	収入	228,980	229,437	100.2
	支出	228,981	212,099	92.6
資本的収支	収入	103,351	103,351	100.0
	支出	103,353	103,350	99.9

◎ 問い合わせ先 産業環境課生活環境係 内線 127

株式会社めるか檜原令和6年度決算状況

株式会社めるか檜原は、平成28年4月に設立された資本金4,800万円の株式会社です。

出資団体は、檜原村、秋川農業協同組合、あきる野商工会、東京都森林組合、秋川漁業協同組合、西東京バス株式会社です。なお、出資金9,600万円のうち9,500万円を檜原村が出資しています。

また、設立に際して発行した株式総数1,920株のうち、1,900株を檜原村が保有しています。

事業概要

ミニスーパーかあべえ屋の経営（商業施設の指定管理業務）、ごみの収集業務、神戸国際マス釣場の経営、檜原村複合施設共用部分清掃、檜原村庁舎・公衆トイレ清掃等業務を行いました。

売上高は、ミニスーパー、ごみの収集業務、マス釣場、複合施設共用部分清掃、檜原村庁舎・公衆トイレ清掃等の収入など1億7,439万円で、経常利益は8万円です。また、当期純損失は84万円です。

資産概要

令和6年度末の会社の資産総額は、5,868万円です。資産の内訳は、現金や預金などの流動資産が3,803万円、建物などの固定資産が2,065万円です。負債は、買掛金などの流動負債が871万円、長期未払金の固定負債が1,838万円です。

この結果、純資産は、3,159万円です。

貸借対照表

(資産の部) 流動資産+固定資産	5,868万円	(負債の部) 流動負債+固定負債	2,709万円①
(純資産の部) 株主資本	3,159万円②		
負債・純資産合計 (①+②)	5,868万円		

※貸借対照表は、決算時点（令和7年3月31日）で会社が保有する資産、負債などの財務状況を示したものです。

◎ 問い合わせ先 企画財政課むらづくり推進係 TEL 042-519-9556

監査結果報告

檜原村監査委員により下記の監査が行われました。

例月出納検査

- 審査の対象 令和7年度7月分 檜原村一般会計及び5特別会計
令和7年度7月分 公営企業会計
- 審査の期日 令和7年8月26日（火）
- 審査の手続 会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか会計毎に調書を作成し、現金の出納及び保管の状況を検査しました。
- 審査の結果 令和7年度7月分一般会計及び5特別会計、令和7年度7月分2公営企業会計を検査した結果、伝票、証拠書類等正確に整理されており指摘事項もなく良好であり、正確に執行されていました。

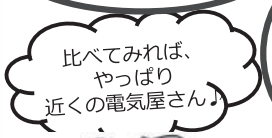
◎ 問い合わせ先 議会事務局議事係 内線 311

〈広告〉

電気のことなら何でもご相談ください！



電気工事



比べてみれば、
やっぱり
近くの電気屋さん♪

豊富な季節家電



洗剤自動投入
洗濯機



自動洗浄
トイレ

補聴器の
お取扱い



アコス ミナミ電気

五日市店 あきる野市五日市20
☎ (042)596-1326
FAX (042)596-2514

お知らせ

婦人がん検診（個別検診）のご案内

10月に福祉センター、11月にやすらぎの里で実施される婦人がん検診（集団検診）を受けられない方や、個別での検診受診を希望される方を対象に、婦人がん検診（個別検診）を実施しています。

実施機関	日の出ヶ丘病院	公立阿伎留医療センター
対象者	婦人がん検診〔集団検診〕を受診していない方 ※乳がん検診は40歳以上	
検診内容	乳がん検診：マンモグラフィ 子宮頸がん検診：細胞診	
日程	令和7年4月15日（火）※実施中 ～令和8年2月26日（木）	令和7年11月4日（火） ～令和7年12月12日（金） 乳がん検診：月～金 子宮頸がん検診：月～木 （どちらの検診も祝日を除く）
費用	自己負担はありません	
申込方法 *受診日の 1週間前まで にお申込み ください。	日の出ヶ丘病院へお電話で お申込みください	福祉けんこう課けんこう係へお電話で お申込みください
	受付期間：令和7年4月7日（月）※受付中 ～令和8年2月6日（金） 土・日・祝日を除く	受付期間：令和7年10月14日（火） ～令和7年11月28日（金） 土・日・祝日を除く
	受付時間：午前8時30分～正午・ 午後1時～午後4時30分	受付時間：午前8時30分～正午・ 午後1時～午後5時
	電話番号：042-588-8666	電話番号：042-598-3121

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課けんこう係 TEL 042-598-3121

「空き家相談窓口」からののお知らせ

令和6年4月1日から「相続不動産」の登記が義務化されました。

「空き家相談窓口」では、相続登記がなされていない土地、建物および未登記の住宅を所有している方を対象に登記するための必要書類の相談や司法書士等の専門家による相談窓口の紹介を行っています。

村の空き家登録事業に「空き家登録」して頂く場合も相続登記が必要となりますので、この機会に相続登記をすることをお勧めします。

ご相談者をお待たせしないため、予約制とさせて頂いています。相談をご希望の方は、あらかじめ電話で予約の上ご来庁ください。

相談をご希望の方で来庁が難しい場合は、日程を調整の上ご自宅への訪問相談も行いますので、お問い合わせください。

相談日：月・火・金曜日

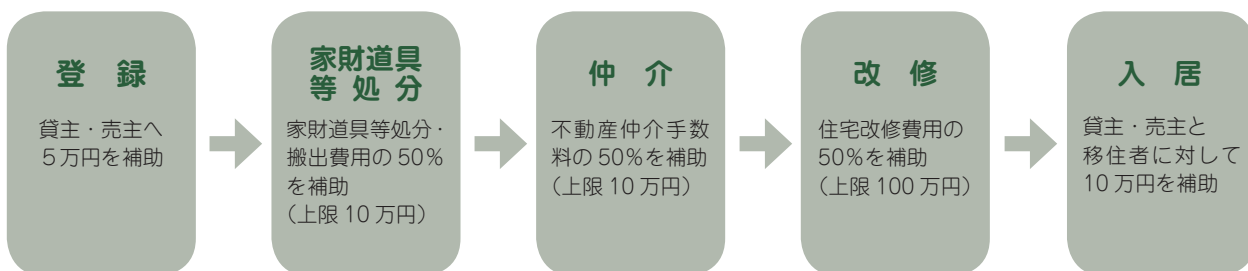
時間：午前9時～午後4時

◎ 問い合わせ先 企画財政課むらづくり推進係 TEL 042-519-9556 担当：関谷・中澤

檜原村にある空き家を活用しませんか？

檜原村では、年々増加する空き家の有効活用を行うため、空き家を貸していただける方または売っていただける方を対象に、下記のとおり空き家の補助事業を実施しております。

■事業の概要（村から以下の金額が補助されます）



■補助内容（空き家提供者が対象のもののみ抜粋）

◎空き家登録事業

空き家登録した貸主・売主へ5万円を補助いたします。また、空き家登録後に移住者が入居（住民票を移した）した場合、空き家提供者へさらに10万円を補助いたします。登録できる空き家には条件があります。

※空き家登録した物件は、檜原村のホームページに掲載いたします。

◎家財道具等処分事業

家財道具等処分費用の50%を補助いたします。（補助金上限10万円）

◎改修事業

当該空き家に移住者が住民票を移した場合、改修費用の50%を補助いたします。（補助金上限100万円）

当該空き家が建築後10年以上経過し、村内業者を使い改修を行う場合が対象です。

台所・トイレ・風呂の改修費用、下水道への接続費用等が対象です。（簡易な改修は除く。）

◎仲介事業

当該空き家に移住者が住民票を移した場合、不動産業者が介在した場合の仲介手数料の50%を補助いたします。（補助金上限10万円）

■貸売すると良いこと

- ・ 空き家に人が住むことで建物が維持管理されます（家がキレイになります！）
- ・ 空き家の維持管理は借主、買主になります（楽になります！）
- ・ 家賃・売却益が得られます（お孫さんに何か買ってあげられます！）
- ・ 村に新しい人が住むことで村が元気になります（地域貢献になります！）

■このままだと・・・

- ・ 空き家の老朽化が進みます（家が倒壊する可能性も・・・）
- ・ 空き家の管理（掃除、草刈りなど）が大変です（時間もかかるし疲れます）
- ・ 空き家は使っていないだけでも税金がかかります（もったいない）
- ・ 村に住みたい人は家がないため村に住めません（村の活気がなくなります）

※各事業には条件等がございますので、詳しくは下記へお問い合わせください。

◎ 問い合わせ先 企画財政課むらづくり推進係（地域おこし協力隊） Tel 042-519-9556

檜原村地域おこし事業について

当該地域が誇りをもって地域づくりを行うことを目的とし、地域の特色を活かし、地域の将来を考えて住民自ら知恵と汗を絞り、自主的に行う活性化事業に対し予算の範囲内において補助金を交付します。

●交付対象事業者

(1) 檜原村内の自治会

(2) その他の団体（事業者を構成する人員が10名以上であり、その2分の1以上が村内に住所を有する者であること）

※事業者の名称が違う場合で、事業者を構成する人員のうち、本補助で他の事業者の構成員となっている者が、2分の1以上となっているものは補助の対象としません。

●交付対象事業

交付対象事業者が、創意と工夫により地域の特性を活かしたソフト事業で、他の補助金等の交付を受けていないこと。なお、賃金及び食糧費等は補助の対象としません。

※事業実施の2ヶ月前までに交付申請が必要です。

●交付限度額

事業実施の1年目、2年目…50万円、3年目～5年目…30万円

詳しい内容等は、下記へお問い合わせください。

◎ 問い合わせ先 企画財政課むらづくり推進係 TEL 042-519-9556

くらし

9月及び10月は「行政相談月間」です

9月及び10月は「行政相談月間」です。この月間は、行政相談（委員）制度を周知し、広く国民の皆様がこの制度を利用していただくために設けたものです。

檜原村でも、総務大臣から委嘱された行政相談委員が、偶数月の第2木曜日に行政相談を開催しています。道路、社会福祉、医療保険など様々な行政分野への苦情やご意見、ご要望を受付けますので、ご利用ください。

このほか、総務省行政相談センターきくみみ東京の「行政苦情110番」でも相談を受付けますので、ご利用ください。

〈TEL 0570 - 090110 FAX (03) 5331 - 1761〉

◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 111

司法書士による無料法律相談のお知らせ

相続、遺言、クレジット、消費者金融などで困っていること、悩みごと、わからないことはありませんか。東京司法書士会三多摩支会による無料法律相談を開催します。お気軽にお越しください。

日 時 11月13日（木）午後1時～午後4時（受付時間 午後0時50分～午後3時30分）

場 所 檜原村役場3階住民ホール

対 象 者 村内在住の方

相談方法 面談による相談

◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 111 ・東京司法書士会三多摩支会 TEL 042-527-1919

～今月の納期～ 10月31日（金）です

- ・村都民税（普通徴収）第3期
- ・介護保険料第4期
- ・国民健康保険税第4期
- ・後期高齢者医療保険料第4期

納め忘れのないようにお願いいたします。

～地方税お支払サイト～

エル・キューアール

eL-QR 付き納付書なら

簡単便利にキャッシュレス納付

詳細はこちら→



※介護保険料、後期高齢者医療保険料の支払いには対応していません。

東京都行政書士会による無料相談会

- 日 時** 10月23日（木）午前10時～午後4時（予約不要）
- 場 所** 檜原村役場3階住民ホール
- 内 容** 相続、遺言、契約、各種許認可など、暮らしの手続や書類作成などの相談を行います。
- 相 談 員** 東京都行政書士会多摩西部支部会員

※相談内容に関する資料などがありましたら、ご持参ください。

◎ 問い合わせ先 東京都行政書士会多摩西部支部 担当：青山 Tel 042-542-8069

マイナンバーカードについてのお知らせ

☆マイナンバーカードを紛失した時

マイナンバーカードを紛失した時は以下の電話番号に連絡し、マイナンバーカードの機能一時停止を行ってください。

- ・マイナンバー総合フリーダイヤル（無料） 0120-95-0178
- ・個人番号カードコールセンター（有料） 0570-783-578
（繋がらない場合には050-3818-1250）



※マイナンバーカードの機能を一時停止した後にカードが見つかった場合は、役場村民課窓口で一時停止の解除を行ってください。

※マイナンバーカードの再交付を希望する場合は、再交付の申請が必要です。申請書の発行は役場村民課窓口で行っています。また紛失時の再交付の場合、カードの交付を1週間程度で行うマイナンバーカード特急発行の申請が可能です。ご希望の際は窓口で申請をお願いします。

※紛失等の再交付には手数料がかかります。

◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 111・115

『年金生活者支援給付金制度』について

年金生活者支援給付金を受け取るには、年金生活者支援給付金請求書の提出が必要です。原則、お手続きいただいた翌月分から支給の対象となりますので、速やかな請求手続きをお願いします。（すでに年金生活者支援給付金を受給している方は、新たな手続きは不要です。）

請求についてご不明な点がございましたら、給付金専用ダイヤルまたは、最寄りの年金事務所までご相談ください。

老齢年金生活者支援給付金

給付金を受け取れる方（以下の全てを満たす方）

- ・ 65歳以上の老齢基礎年金の受給者である。
- ・ 同一世帯の全員が市町村民税非課税である。
- ・ 前年の公的年金等の収入金額*とその他の所得との合計額が、昭和31年4月2日以降に生まれの方は889,300円以下、昭和31年4月1日以前に生まれの方は887,700円以下である。

※障害年金・遺族年金等の非課税収入は含まれません。

障害年金生活者支援給付金

給付金を受け取れる方（以下の全てを満たす方）

- ・ 障害基礎年金の受給者である。
- ・ 前年の所得*¹が4,721,000円*²以下である。

※1 障害年金等の非課税収入は、給付金の判定に用いる所得には含まれません。

※2 扶養親族の数に応じて増額。

遺族年金生活者支援給付金

給付金を受け取れる方（以下の全てを満たす方）

- ・ 遺族基礎年金の受給者である。
- ・ 前年の所得*¹が4,721,000円*²以下である。

※1 遺族年金等の非課税収入は、給付金の判定に用いる所得には含まれません。

※2 扶養親族の数に応じて増額。

支給要件・給付額等詳細については、ねんきんダイヤルへ！

◎『給付金専用ダイヤル』：0570-05-4092（ナビダイヤル）
050から始まる電話でおかけになる場合は（東京）03-5539-2216

＜受付時間＞

月 曜 日 午前8時30分～午後7時

火～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

第2土曜日 午前9時30分～午後4時

※月曜日が祝日の場合は、翌開所日に午後7時まで受け付けしております。

※土・日・祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

○お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

○代理人（二親等以内）の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要となります。

（注）間違い電話が発生しておりますので、おかけ間違いのないようご注意ください。

国民年金第1号被保険者で平成31年2月1日以降に出産された方へ 産前産後期間の国民年金保険料が 免除されます！

産前産後期間の国民年金保険料免除制度は、国民年金第1号被保険者が出産をされた際、産前産後の国民年金保険料が一定期間免除される制度です。

■免除制度の内容

- 産前産後期間の免除制度は、「保険料免除された期間」も保険料を納付したものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。
- 産前産後期間は付加保険料の納付ができます。
- 産前産後期間の保険料を前納している場合、全額還付（返金）されます。

■届出しないと免除になりません

- 出産予定日の6か月前から届出ができます。
- 平成31年2月1日以降の出産であれば、出産後の届出はいつでも可能です。
- 届出先は、お住まいの市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口となります。
- マイナンバーカードとスマートフォンを利用した電子申請も可能です。詳細は日本年金機構ホームページに掲載されています。 🔍「国民年金 電子申請」で検索してください。

■保険料納付が免除される期間

- 出産予定日または、出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。
- 多胎妊娠（2人以上の赤ちゃんを同時に妊娠）の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。

■手続に必要なもの

①申出書

日本年金機構ホームページ「国民年金被保険者関係届出書（申出書）」からダウンロードできます。または、年金事務所、市区町村の国民年金担当窓口にて備え付けています。

②母子健康手帳など^{※1}（出産後は、市区町村で確認ができるため不要です）^{※2}

※1 郵送で届書を提出する場合は、出産予定日が確認できるページのコピーを添付してください。

※2 別世帯の子の場合のみ、出生証明書など出産日及び親子関係を明らかにする書類が必要です。

◎ 問い合わせ先 **ねんきん加入者ダイヤル** Tel 0570-003-004
村民課村民保険係 内線 111

国民健康保険「特定保健指導」について

檜原村国民健康保険の特定健康診査を受診された40歳から74歳までの方で、特定保健指導の対象者となった方へ特定保健指導のご案内を送付します。令和7年度につきましては、下記の民間事業者に委託して特定保健指導を実施します。

委託事業者：株式会社 現代けんこう出版

(東京都墨田区両国1-12-8-3)

特定保健指導の申し込み方法や日程などは、対象者の方へお送りします特定保健指導のご案内に記載してありますのでご確認ください。

なお、自己負担はかかりません。

特定保健指導とは？

特定健康診査の結果、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）による生活習慣病（高血圧、糖尿病、脂質異常等）の発症リスクが高い方が、生活習慣の見直し・改善のための自主的な取り組みを継続的にできるように、専門家（保健師、管理栄養士等）がさまざまなアドバイスを行うものです。

◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 116

国民健康保険からのお知らせ

～整骨院・接骨院等に受診の皆様へ～

医療費は、皆様の保険税などから支払われます。皆様一人ひとりが健康保険の使える範囲を正しく理解し、適切な受診をすることが医療費の適正化につながります。

そこで「医療費適正化」の一環として、皆様が柔道整復師（整骨院・接骨院）等で受診されました施術内容・施術経過・負傷原因等を照会させていただく場合があります。

この照会は、柔道整復師からの請求内容が適切であることを確認するためのものです。点検機関から皆様に、確認のための照会文書「柔道整復師（整骨院・接骨院）での受診に伴う確認について」を送付させていただきます。封書が送られましたら回答をご記入の上、期限までに必ずご返信くださいますようお願いいたします。なお、この照会は受診した数ヶ月後になりますので、確認のためにも領収書等の保管をお願いいたします。

ご理解とご協力をお願いします。

◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 116・119

農地を農業以外に利用するときは 「許可」が必要です

農地法（昭和27年法律第229号）は、食料生産に不可欠な農地（田・畑）を保護し、農地の適切な利用と保全を目的とした法律です。

このため、農地を農業以外の用途（宅地・駐車場・資材置場など）に転用したり、農地の権利（貸借や所有権など）を移動させたりするときは、農地法の許可が必要となります。

また、耕作されず放置されている休耕地なども「農地」に該当しますので、農業以外の目的で利用することは、農地法で厳しく制限されています。

詳しくは下記までお問い合わせください。

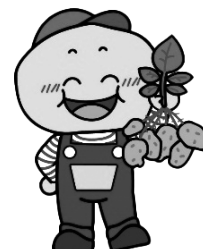
◎ 問い合わせ先 産業環境課農林産業係 内線 133・130

電気柵購入補助金について

野生鳥獣による農作物への被害を防止するため、電気柵等の購入費用に対する補助金を交付します。

【柵設置のポイント】

- ◎柵を動物が登れるような電柱、樹木、屋根などから2 m以上離す。
- ◎畑を獣種に合わせて、正しく囲う。
- ※山側だけ「コ」の字型等ではなく、四方を囲む。



【対象者】

村内に畑を所有している方または耕作している方
(畑を借りて耕作している方は農地法の許可を得ていることが条件です。)

【補助金額】

電気柵等の購入費用の9/10(限度額240,000円)です。
ただし、1,000円未満の端数は切捨てとなります。

※一度設置をした畑は、限度額に達していなくても3年間は補助対象外となります。

※申請者が電気柵等の購入・設置を行います。

【対象となる電気柵等】

全てに対応するネット型、簡易的なイノシシ用など農地へ有害鳥獣の侵入を防ぐ柵であればタイプは問いません。

※補助金の活用を希望される場合は事前に役場へ申請をお願いいたします。

◎ 問い合わせ先 産業環境課農林産業係 内線 129・130

くらこ

〈広告〉

健康保険で出来る訪問医療マッサージ

- ・麻痺や関節拘縮がある方
- ・足の痺れや膝の痛みで歩行が大変な方
- ・寝たきりや車いす生活の方
- ・デイに通っていても利用できます
- ・無料にてお試しマッサージもできます

*** 歩行困難や通院が大変な方が対象です**

健康保険を使用する場合は
医師の同意書が必要になります

はりきゅう・りあん

あきる野市湊上205

院長 小野知哉

090-2734-7741

* 当院より直線16キロが範囲となります

環境・下水道

「油・断・快適!下水道 ～下水道に油を流さないで～」

・キッチンから流れた油は、下水道管のつまりや悪臭の原因となります。鍋や食器に付いた油汚れは、洗う前にふき取りましょう。この行動が川の良好な水環境につながります。

◎ 問い合わせ先 産業環境課生活環境係 内線 121・127
東京都下水道局 Tel 042-527-4828

下水道に物を流さないでください

檜原村の下水道は各所に汚水を流すポンプを設置しております。異物が混入すると、ポンプが停止してしまいます。実際に、ボールペンが混入して、ポンプが停止したことがあります。

異物が混入してポンプが故障すると、路上や宅内に汚水があふれるなど、適正な汚水処理ができなくなります。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



ポンプに混入していた物

◎ 問い合わせ先 産業環境課生活環境係 内線 121・127

リチウムイオン電池による火災が多発しています 分別のご協力をお願いいたします!

西秋川衛生組合で発生したリチウムイオン電池による小火災事故

2021	2022	2023	2024	2025 ※ 8.22 時点
13 件	10 件	19 件	25 件	11 件

発火物の例



電子タバコ



美顔器



ゲーム機

資源として収集するペットボトルの 出し方について

ペットボトルに中身が残っていたり、中を水ですすいでない場合は、収集できないことがあります。ペットボトルを出す場合は、キャップとラベルを外して、**中を水ですすぎつぶして**、資源の収集日に指定場所に出してください。

なお、キャップとラベルは燃えるごみに出してください。

ごみの分別、減量にご協力をよろしくお願いします。

*資源として収集したペットボトルは、新しいペットボトルにリサイクルされます。

◎ 問い合わせ先 産業環境課生活環境係 Tel 042-598-1011 内線 121・127

福祉・けんこう

10月の栄養相談

【日時】 10月8日(水) 10月22日(水)

午前9時30分～午後3時

【会場】 やすらぎの里 保健センター

(けんこう館2階)

ご自身やご家族の栄養に関する疑問や食事療法などについて、栄養士・保健師がご相談に応じます。

10月の 精神保健巡回相談

【日時】 10月23日(木)

午後3時～午後5時

ご自身やご家族等のこころの健康について、専門医と保健師がご自宅に訪問して相談に応じます。秘密は厳守いたします。(費用無料)

★ご利用される場合には、ご予約が必要となります。詳細につきましては、下記へお問い合わせください。

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課けんこう係 Tel 042-598-3121

福祉・
けんこう

〈広告〉

消防・防災全般

備えあれば憂いなし！

消火器・住宅用火災警報器・消防ポンプ・消防団用品
防災用品全般販売・消防設備設計・施工・保守点検
建築設備・防火対象物点検

株式会社 セイフティー

(旧：株式会社 きしの防災)

東京都知事許可(般28)第83107号

〒197-0822 東京都あきる野市小川東1-2-11

TEL 042-533-2461 FAX 042-533-2462

safety@sft-bousai.com

24時間年中無休で安心をお届けします

◆営業品目◆

各種消火器・住宅用火災警報器・防災用品
消防設備保守点検・防火対象物点検・避難設備
自動火災報知設備及び消火設備設計施工

〒190-0021 立川市羽衣町3-27-19

(株)消防弘済会

TEL 042-523-3337代

FAX 042-525-3302

http://www.kousaikai.com

栄養教室

ヘルシ〜ひのほらいふ

栄養教室「ヘルシ〜ひのほらいふ」を行います。

みなさんが健康で豊かな生活を実現していけるよう、健康に関する正しい情報をお伝えする場、正しい食生活を身に付けていただく場です。今年度4回目のテーマは「糖尿病」です。糖尿病の予防には、普段からの生活習慣が重要です。ぜひご参加ください。

対象者 ご興味のある方は、どなたでも参加できます。(定員12名です。11月7日(金)までにお申込みください。)

日 時 11月19日(水) 午前10時~午後1時

場 所 やすらぎの里 保健センター(けんこう館2階)

◎ 申込み・問い合わせ先 福祉けんこう課けんこう係 TEL 042-598-3121

带状疱疹予防接種補助のお知らせ

広報ひのほら4月号でお伝えしたとおり、令和7年度限りで带状疱疹任意予防接種補助を終了します。

補助による任意接種を希望される方は、令和7年12月中に檜原診療所へお申込みください。

また、今年度定期接種の対象となる方へ4月に個別の案内を送付しています。定期接種対象期間内であれば自己負担なしで接種できます。定期接種を希望される方も、令和7年12月中に檜原診療所へお申込みください。

定期接種、任意接種ともに不活化ワクチンを接種する場合、2回目の接種が令和8年3月末までに完了するよう、令和8年1月までに1回目の接種を受ける必要があります。**「令和8年4月以降の接種は補助の対象外のため、接種費用は全額自己負担となります」**ので、ご注意ください。

詳細は、広報ひのほら4月号26ページの内容をご確認ください。

【申込方法】 檜原診療所にお電話にてお申込みください。

電話番号：042-598-0115

申込受付時間：土・日・祝日を除く、午後1時~午後5時

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課けんこう係 TEL 042-598-3121

〈広告〉

一般土木工事一式

東京都知事許可(般-6)第111726号

ICHIKEN
(有)市川建材土木

檜原村2877 TEL 598-0513
FAX 598-0047

建築一式工事業

都知事許可(般-6)第87705号

(有)吉澤工務店

代表取締役 吉澤 伸行

檜原村2733-2 (代)TEL 598-0551
FAX 598-1008

日の出町事務所・工場 TEL 597-0984
E-mail:yoshizawa-k@kve.biglobe.ne.jp

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症予防接種費用補助について

村では、村民の経済的負担を軽減することを目的とし、接種費用の補助事業を実施します。檜原診療所で接種した場合に限り下記の金額で接種することができます。檜原診療所以外の医療機関で接種した場合は、補助の対象外となりますのでご注意ください（入院中の方や、施設に入所している方はご相談ください）。

記

区分	対象者	接種者負担額	
		インフルエンザ	新型コロナ
定期接種	① 65歳以上の方	1,080円	3,000円
	② 60歳以上65歳未満で一定の基礎疾患を有する方		
任意接種	③ 定期接種対象者以外の方	※	※

インフルエンザ及び新型コロナワクチンは、予防接種法上B類疾病の予防接種として、毎年秋冬に1回定期接種を行います。主に個人の重症化予防を目的として実施するものであることから、接種を受ける努力義務や自治体からの接種勧奨はありません。また、定期接種対象者以外の方は、任意接種としてワクチン接種を受けることができます。

ワクチンの種類や、接種後に副反応が起こった場合の救済制度については村ホームページをご確認いただき、予防接種の有効性・安全性を理解したうえで、対象者ご本人の意思に基づき接種をご判断ください。

※任意接種の接種者負担額については、年齢等により金額が異なります。檜原診療所へ直接お問い合わせください。

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課けんこう係 Tel 042-598-3121

福祉
けんこう
課

檜原診療所からインフルエンザ・新型コロナウイルス感染症予防接種のお知らせ

檜原診療所では、インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症予防接種を受付いたします。同時接種は可能ですが、接種期間は異なりますのでご注意ください。

・インフルエンザワクチン予防接種

接種期間：令和7年10月14日～令和8年1月31日まで

（日曜、祝日、年末年始は除く。土曜日については、檜原村に住所のある、平日勤務されている方・高校生・大学生の方限定です。）

予約開始日：令和7年10月1日から

※予約・問い合わせについては、午後1時から午後4時までの間に檜原診療所の受付または電話にてお願いします。

※料金については、檜原診療所に問い合わせください。

※13歳未満の方は原則として2～4週間間隔で2回接種します。

※18歳未満の方は、保護者の付き添いが必要です。

・新型コロナウイルス感染症予防接種

接種期間：令和7年10月14日～令和8年3月31日まで

（土曜、日曜、祝日、年末年始は除く。）

予約開始日：令和7年10月1日から

※予約・問い合わせについては、午後1時から午後4時までの間に檜原診療所の受付または電話にてお願いします。

※料金については、檜原診療所に問い合わせください。

※18歳未満の方は、保護者の付き添いが必要です。

※接種回数は1回のみとなります。

◎ 問い合わせ先 檜原診療所 Tel 042-598-0115

檜原村 高齢者等ICTみまもり事業

—こんなお悩みにお応えします—

ご高齢の方

ひとり暮らしで不安
安心して暮らしたい
もしもの時に備えたい

ご家族の方

離れて暮らす親が心配
何かあっても気づけない
すぐに訪問できない

電球をハローライトに
交換するだけ!

クロネコ見守りサービス

ハローライト訪問プラン

このサービスは、ヤマト運輸株式会社が提供する「クロネコ見守りサービス ハローライト訪問プラン」を活用して実施する檜原村の高齢者等ICTみまもり事業です。

トイレや廊下など毎日使用する電球をハローライトに交換するだけで簡単に見守りサービスがご利用いただけます。



ハローライト訪問プランの 3 つの特徴

1 かんたん!

ご自宅の電球をハローライトに交換するだけでご利用いただけます。

Wi-Fiなどの通信機器、工事やコンセントも不要です。
特別な操作も要りません。



2 あんしん!

地域に密着したヤマト運輸の配送ネットワークを活かし、ハローライトの設置から異常時の代理訪問まで標準対応いたします。



3 料金0円!

下記条件を満たす場合、利用料金は檜原村が補助を行いますので期間中は無料でご利用いただけます。

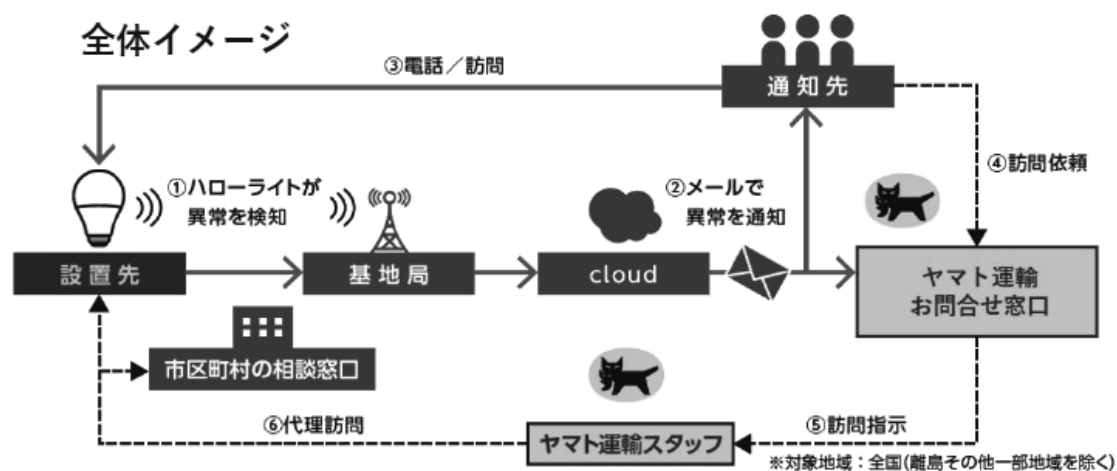
【利用条件】
檜原村内に住所を有し、在宅で生活している65歳以上の一人暮らしの方または高齢者のみの世帯に属する65歳以上の方等です。



ヤマト運輸

詳しくは次ページ
をご覧ください

全体イメージ



ご自宅の電球と
交換するだけ

LED電球と通信機能が一体となった「ハローライト」が点灯
／消灯を前日朝9：00～当日朝8：59の間計測し見守ります。

メールで
お知らせ

電球に点灯／消灯の動きがない場合、異常を検知して当日朝
9:00～朝10:00の間に事前に設定した通知先へメールでお知
らせします。

訪問確認

通知先から設置先に連絡や訪問ができない場合、ご依頼に応
じてスタッフが設置先を訪問し状況を確認。必要に応じて地
域の相談窓口(地域包括支援センター等)に通報します。



- 口金：E26
- 明るさ：40W相当
- 推奨設置場所：
トイレ、洗面所など

お申し込み方法

①専用のお申込書に必要事項をご記入の上、福祉けんこう課福祉係へご提出ください。

②事業に関するお問い合わせ

檜原村役場 福祉けんこう課福祉係（やすらぎの里内）
TEL 042-598-3121

※ 専用のお申込書はやすらぎの里窓口に設置しております。

また村のホームページからダウンロードすることも可能です。

※ お申し込みは設置先の方、通知先の方の同意を得た上でお申し込みください。

※ ご家族からの申請もできます。

お申し込み後、設置先のお客さまと日程調整の上、約1週間でヤマト運輸のスタッフが設置に伺います。
サービス内容、設置、通知に関するお問い合わせは下記までお願いします。



サービスに関するお問い合わせ

ヤマト運輸 クロネコ見守りサービスお問い合わせ窓口

フリーダイヤル **0120-86-2220**

受付時間9:00～18:00（年中無休）

福祉
けんこう

子育て支援保育料等補助金 交付申請について

保育所等に在籍する児童の保護者の負担を軽減し、子育て支援を図る目的で、利用者負担額等の補助を行っています。

○**補助対象者** 令和7年4月分から令和7年9月分までの利用者負担額等を令和7年8月末日までに完納した保護者の方が対象です。ただし、過年度の利用者負担額等を滞納している保護者の方は、補助の対象外とします。

※認可保育所の第1子利用料については、9月から無償化となるため8月までの補助となります。

○**補助金額** ・第1子…月額利用者負担額等の2分の1
・第2子以降…月額利用者負担額等の全額

※第1子及び第2子以降の子どもとは、同一世帯内の18歳未満の子どもとします。

※第2子以降の補助は、予算の範囲内とします。

※認可保育所以外へ通われている方につきましては、副食費等が対象となりますので下記問い合わせ先までご連絡ください。

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課子育て支援係 Tel 042-598-3122 内線 233

認可外保育施設利用者補助金について

認可外保育施設を利用している児童の保護者に対し、保育料等の補助を行います。

○**補助対象者** 令和7年9月分から令和8年3月分までの保育料等を令和8年3月末日までに完納した保護者の方が対象です。

○**補助金額** 認可外保育施設の利用にかかる保育料から施設等利用費を除いた金額を基準額と比較して少ない金額

区分		基準額（円／月・人）
0～2歳児	住民税課税世帯	40,000円
	住民税非課税世帯	38,000円
3～5歳児		40,000円

※通園送迎費、食材料費、行事参加費、日用品等の費用は補助対象外です。詳しくは下記問い合わせ先までご連絡ください。

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課子育て支援係 Tel 042-598-3122 内線 233

乳幼児・子ども・高校生医療証について

10月から乳幼児、子ども及び高校生医療証が淡い黄緑色からオレンジ色（薄ダイダイ色等）に切り替わります。9月中に新しい医療証の届いていない方がいましたら、下記問い合わせ先までご連絡ください。

住所、氏名、健康保険等が変更になったときは必ず届出ください。

なお、高校3年生以下のお子様がいる家庭で、申請をされていない方は、下記までお問い合わせください。

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課子育て支援係 Tel 042-598-3122 内線 233

こちら地域包括支援センターです！！ 若さを保つには・・・

○介護予防で心も体も健やかに！

介護予防は介護が必要にならないよう、心身の衰えを予防・改善する取り組みです。加齢による老化は防ぐことはできませんが、日ごろの生活によって老化のスピードを遅らせることや、弱くなった機能を向上させることは可能です。

○予防の方法は？

病気の予防と同じように、老化の予防も食生活や運動が大切です。元気に高齢期を過ごすための基本は健康と体力です。体を動かさないでいると筋力が弱くなり、何かをすることがおっくうになってきます。ほんの少しの時間でも体を動かす習慣を身につけましょう。

地域包括支援センターでは、みなさんの健康を維持するために介護予防に取り組んでいます！！お気軽にご相談ください。

◎ 問い合わせ先 檜原村地域包括支援センター Tel 042-598-3121

「糖尿病患者さんと糖尿病予備群の方 のための“糖尿病1日教室”」

■日 時：令和7年11月8日（土）午後2時～午後4時（開場午後1時30分～）

■場 所：公立阿伎留医療センター地下1階講堂 ■定 員：30名（要申込み）

■内 容：①糖尿病について（糖尿病専門医） ②食事療法について（管理栄養士） ③運動療法（トレーナー）の講演

■費 用：無料

◎ 申込み・問い合わせ先 （一社）西多摩医師会 Tel 0428-23-2171

けんぽう
福祉・

〈広告〉

季節折々のお弁当・オードブルをお届けします

御会食・お祝・法事・おせち料理

注文合計 8,000 円以上

未済・村外※は+配達料500円で配達

※あきる野市・日の出町の一部

檜原村内
配達OK



☎ 080-7227-8781

お気軽にご相談下さい！ LINEやInstagramからも



たつ州

岡部 竜州
檜原村 2005

http://tatsushuu.tokyo



注文
OK

一般建築・リフォームのことなら
なんでもご相談下さい！！



一般建築・リフォーム

株式会社 光壽建築

東京都知事許可(般1)第123420号

代表取締役 野村 正雄

〒190-0212 東京都西多摩郡檜原村435-2

TEL 042-598-0870

FAX 042-598-1300

檜原村 くらしとしごとの相談会

経済的な問題で生活に困っている。働きたいのに長く失業している。働いた経験がない。家族の引きこもりやニートで悩んでいる。家計のやりくりが苦手。子どもの学習で悩んでいる。こんな悩みを抱える方のために相談会を行っています。専門スタッフが相談内容に応じて個別に支援します。

- 日 時 毎週月曜日（年末年始・祝日を除く） 午後1時30分～午後2時30分
 - 場 所 やすらぎの里けんこう館
 - 対 象 村内在住の方
 - 費 用 無料
- 利用をご希望の方は下記までご連絡ください。

『学びの広場 ホットスペース ちえの輪』を児童館で開催しています！

宿題の解き方を教え合ったり、時には仲間とイベント（季節の行事など）を楽しみながら、ホッとできる居場所と一緒に学ぶことができます。

- 日 時 毎週月曜日（祝日・年末年始はお休みとなります） 午後3時～午後5時
- 場 所 檜原村児童館（やすらぎの里内）
- 対 象 村内在住の原則、小学生～中学生の方（中学校卒業後～18歳の場合はご相談ください）
- 費 用 無料
- 利用方法 利用には保護者から西多摩くらしの相談センターへの申込みが必要です。利用をご希望の方は下記までご連絡ください。随時見学参加を受け付けています。お気軽にお越しください。

●関係協力機関 檜原村・檜原村社会福祉協議会

※上記に関する問い合わせは檜原村児童館には行わないでください。



◎ 問い合わせ先
西多摩くらしの相談センター
TEL 0428-25-3501
ホームページ
<http://kurashinosoudan.net/>

〈広告〉

不動産の売買・賃貸・仲介・管理

土地や家、不動産を売りたい方、貸したい方

リフォームや空家解体のご相談など

お気軽にお問い合わせください

東京マウンテン株式会社



Tokyo Mountain

<https://tokyomountain.com>
info@tokyomountain.com

檜原村 792-13（笹平）

TEL: 042-519-9117

東京都知事(1)第106189号

公益社団法人 全日本不動産協会 正会員

公益社団法人 不動産保証協会 正会員

教育・文化

第42回 檜原村ジュニアスキー教室 参加者募集!!



- ◆日 時 令和8年1月4日(日)～6日(火) 2泊3日
役場出発：午前6時30分(予定)
- ◆場 所 長野県 白馬岩岳スキー場
- ◆宿泊場所 リゾートイン やまひら
TEL：0261-72-2358
- ◆対 象 者 村内在住の小学4年生～中学2年生
(交流事業として利島村の小中学生も参加予定です)
- ◆募集人員 30名
(先着順とし定員に達した時点で締め切ります)
※スノーボードも可(中学生以上)
- ◆参 加 費 10,000円
宿泊費、リフト、レンタルスキー(ボード)、傷害保険、交通費等込み
(貸しウェア、お小遣い、朝・昼・夕食以外の飲食等は、自己負担となります)
- 参加費は、説明会時に集金させていただきます。参加申込された方は、説明会への参加をお願いします(日時は後日通知)。
- ◆申込期間 10月20日(月)～31日(金)(土・日除く)
※午前8時30分～午後5時15分まで
- ◆申 込 先 檜原村教育委員会教育課 社会教育係 (檜原村役場2階)
※檜原村教育委員会窓口にて、参加申込書を用意しておりますので、必要事項を記入のうえ、申込みください。
- ◆そ の 他 怪我や発熱等の緊急時は、原則保護者の方に現地までお迎えをお願いいたします。
ご承知の上、申込をお願いします。また、出発前に同居のご家族等に発熱等の体調不良が見られた場合は、必ずお知らせください。状況により、参加の可否を判断させていただきます。



※社会情勢、自然災害等により、本事業を中止・変更する場合があります。

※スキー教室中の事故については、応急処置のみ主催者側で行いますが、その後の責任は負えませんのでご承知おきください。また、保険証や常用薬の持参及び管理については自己責任となりますのでご注意ください。

◎ 問い合わせ先 教育課社会教育係 内線 227

教養講座参加者募集!

年間を通して『俳句教室』『水彩画教室』『水墨画教室』を開催しています。素敵な作品と一緒に作りませんか? 皆様の申込みを随時お待ちしております。

○場 所 檜原村福祉センター又は檜原村役場

○参加費 無料

○対 象 村内在住・在勤者

◎ 申込み・問い合わせ先 教育課社会教育係 内線 227

その他

檜原村木材産業協同組合と 「森林サービス産業に関する包括連携協定」 を締結しました!

檜原村では、檜原村木材産業協同組合と令和7年8月29日に「森林サービス産業に関する包括連携協定」を締結しました。

この協定は、森林サービス産業（林業や木材産業などの森林資源の活用、未来を担う人材育成など）の分野での包括的な連携と協力関係を築き、協働による事業を推進し、地域社会に寄与することを目的としたものです。



◎ 問い合わせ先 産業環境課農林産業係 内線 129・130

紅葉が綺麗な秋の山! 安全に楽しむには!?

山の色が、鮮やかな色に移ろいでいく中で、紅葉を目的に日帰りトレッキングなどを楽しむ人が多くなります。しかし、紅葉に高揚しすぎてしまうと気づかずに、さまざまな事故に陥ることがあります。

一つ目は、落ち葉による事故です。秋の山は、紅葉が綺麗な反面、落ち葉が増え、登山道が覆われ滑りやすくなっているため、転倒の危険があります。足元には十分注意して歩きましょう。

二つ目は、無計画な登山です。登山前にはルートを確認すること、分岐点では地図でルートと照らし合わせることが大切です。万が一、ルートを外れたり、道に迷ったりした場合には、無理に進まず、引き返すか、その場にとどまって救助を求めるのが安全です。

三つ目は、防寒対策です。「日帰りだし大丈夫」と気持ちが緩み、防寒の意識が薄れてしまいます。秋の山は、日没時間も早く寒暖差があります。日没時間を確認するだけでなく早めの行動、下山が重要です。

他にも注意すべき点はいくつもあります。登山をする際には、下調べをするなど入念に準備し、山での事故を防ぎ、安全・快適に秋の登山を楽しみましょう!

◎ 問い合わせ先 秋川消防署 TEL 042-595-0119

東京都・西多摩地域市町村共催消費生活講座 「家族に迷惑をかけないための デジタル終活入門」

スマホやパソコンに残る写真・連絡先・SNS・ネット銀行やサブスク…。もしもの時、その
"デジタルの遺品"が手つかずだと、ご家族の負担や思わぬトラブルにつながります。

スマホのロックやパスワードの考え方、SNS アカウントのしまい方、サブスク解約の洗い出し方など、今日から着手できる実務のコツをお伝えします。紙ベースでも取り組めるワーク付きで、機械が苦手な方も安心です。

日時 11月11日（火）午後1時30分～午後3時

会場 青梅市役所2階 201・202会議室

対象 西多摩地域在住、在勤、在学の方

講師 終活サポート専属講師 末藤 康宏 氏

定員 先着45人（予約制） **持ち物** 筆記用具

申込み・問い合わせ 10月6日（月）から、申込フォームまたは電話で
青梅市市民安全部市民安全課市民相談係へ



◎ 申込み・問い合わせ先
青梅市市民安全部市民安全課市民相談係 TEL 0428-22-1111 内線 2313

村民ひろば

村民ひろば

ラジコンやりませんか？ ひのはらRCクラブメンバー募集

ひのはらRC（ラジコン）クラブ（仮称）ではメンバーを募集しています。

バギー、ツーリングカー、ビクタイヤ、クローラーなどジャンルは問いません。子供の気持ちのままの大人、小さなお子様、女性、高齢者の方も大歓迎です。

RCを持っていなくても大丈夫です。レンタルマシンあります。また、村内に無料のRCコースがあります。

ご興味のある方は小西まで



◎ 問い合わせ先 ひのはらRCクラブ（小西） TEL 090-7388-6076
連絡先（携帯）090-7388-6076 まで
LINE ID koni_52
Eメール koni_52@me.com

檜原村地域おこし協力隊 ひのほらだより

Vol.112



前列左から、高橋政樹、林陽浩、
後列左から、松本圭史、中澤大樹

なかざわ だいき
中澤 大樹（出畑在住）

数多くのいきいきサロンに参加させていただいていますが、協力隊卒業後も継続して参加していきたいと考えております。今月中には、関係する方々と相談して、来年度はどのように活動できるかを具体的に決めていきます！

協力隊員として、多くの方と知り合うことができたきっかけがいきいきサロンでした。私としても大切な活動ですので、良い報告ができるように頑張りたいと思います。



体操を教えるだけではなく、私も一緒に勉強しています！

まつもと よしふみ
松本 圭史（上元郷在住）



（一社）アナドロマスに企画協力していただいています。商品ラベルの改良も計画中です

檜原村産のゆずで作った、クラフトソーダとクラフトコーラの試作品ですが、予想を大きく上回る反響をいただくことができました！たくさんの方のご支援にお礼を申し上げます。

今回は村内を中心とした試験的な販売でしたが、次回は販路を広げていきたいと考えています。来年の仕込みに向けて、ゆずの実を収穫させていただける場所や、未利用の実がある場所をさがしています。手入れが行き届かず活用できていない木でも構いません。ゆず炭酸を通して、檜原村の魅力を発信し続けるため、情報提供や収穫の協力をしていただける方がおりましたら、ぜひご連絡ください。

はやし あきひろ
林 陽浩（千足在住）

第2回檜原村古文書ワークショップに参加しました。まず前半は講師の西村慎太郎氏から古文書のくずし文字を読むコツ、どこを読めばよいか、という基礎となるポイントをレクチャーして頂きました。後半は郷土資料館が所蔵する、江戸時代に書かれた文書を読み解いていきました。まったく何の知識のないままの参加でしたが、スタッフの方が巡回して読み方のサポートをして下さったおかげで、なんとか、畑を譲り渡す際の証文であるということが読み取れました。

畑と言えば、私も千足で畑を借りることになりました。興味のあるハーブや薬草を育てようかと考えています。



見たこともない文字に四苦八苦しました



7月に家族でマス釣場へ行った時の写真です

たかはし まさき
高橋 政樹（千足在住）

この度、神戸国際マス釣場にて、アルバイトスタッフとして勤務させていただくことになりました。釣りの経験は、小・中学校時代に琵琶湖でブラックバス釣りを嗜んだ程度で、正直なところ渓流釣りは知識がありません。

今年は、マス釣りを楽しみながら川魚に関する知識を深めていきたいと思っています。来年からは鮎釣りに参戦したいと思っています。

マス釣り場にお越しいただいたお客様には「また来たい！」と思っていただけるよう、精一杯おもてなしを心掛けていきたいです。

遊びに来られた際はお気軽にお声がけください！

いま、檜原小学校では

今年度も後半に入り、子供たちは年度当初に比べて、格段に成長しています。そんな成長著しい子供たちに、小学校では年間を通して様々な取組を行っています。今回はその中から3つの取組を紹介します。

《メディアコントロールチャレンジ週間》

急速にデジタル化が進む現代社会において、ICT活用能力は欠かせない力となっています。本校でもICT教育を積極的に進めていますが、同時に「メディアと上手につき合う力」を育むことが重要だと考えています。そこで本校では、1学期と3学期に「メディアコントロールチャレンジ週間」を設けています。この期間中、子供たちはテレビ・ゲーム・スマートフォンなどの使用を制限し、メディアとの距離を見直します。家族で生活の課題を話し合い、子供自身が目標を立てて取り組むことで、自らをコントロールする力や生活習慣を見直すきっかけとしています。ICTを使いこなすだけでなく、情報に流されず主体的に行動できる力を育てています。

《ICT活用の取組》

上記にもあるとおり、ICTを活用した学びを日常的に取り入れています。授業では、学習支援アプリを活用しながら、子供たちが自分のペースで学んだり、意見を共有し協働的に学習したりする姿が日々見られます。今年度は全家庭からICT機器の持ち帰り同意書をいただき、長期休暇や有事の際には家庭との連携による学習環境の確保も可能となりました。さらに、毎月ICT支援員が、教職員へのサポートや授業支援を実施しています。今後は授業にも直接入り、より効果的なICT活用の支援を進めていく事を検討しています。

《体力アップウィーク》

本校では今年度も、遊びや運動を楽しみながら体力の向上を図る取組として、各学期に「体力アップウィーク」を実施します。今年度からは、従来の「元気アップカード」に代わり、記録に重点を置いた「体力アップカード」を導入しました。1年生から6年生まで共通のカードで成長の記録がしやすくなり、体力テストや運動記録の変化が一目で分かるようになっていました。目標や振り返りを記入することで、自分の



課題に気づき、意欲的に運動へ取り組めることをねらいとしています。

ここからは1学期末に実施した3つの行事を紹介しましょう。

《檜小まつり》

今年度も6年生を中心に、縦割り班の1年生から6年生全員で協力しながら「檜小まつり」の準備を進めました。7月5日の当日は多くの保護者の皆様にご参観いただき、大人も子供も笑顔あふれる行事となりました。活動を通して異年齢の絆が深まり、上級生の姿に憧れを抱いたり、下級生への思いやりを育んだりする貴重な機会となりました。また、ごみを出さない工夫など、持続可能な社会について考える良い機会にもなりました。



《落語教室》

7月10日、毎年恒例の「落語教室」を実施し、真打の林家たけ平さんをお招きして、3～6年生や保護者と共に楽しいひと時を過ごしました。軽快な語り口と巧みな表情で演じられる「平林」「転失気」では、会場が笑いに包まれました。そばをすすめる音を口で表現する体験など、言葉や音の工夫が生む面白さを実感し、日本の伝統話芸の奥深さに触れる貴重な学びの時間となりました。



《着衣泳（5、6年）》

今年の夏も外出の機会が増えることを見越し、夏休み前の7月15日に高学年を対象とした「着衣泳」の体験学習を実施しました。今回はスイミングスクールのインストラクターを講師にお招きし、着衣のまま水に落ちた際の安全確保や、身近なものを使って浮く方法、着衣のまま泳ぎ続ける方法などを学びました。水難事故が増えている現状を理解している子供たちは、命を守る術を真剣な表情で身につけていました。



【10・11月のおもな学校行事予定】 予定は変更になることがあります。

- 10月
2日(木) お店見学(3年)
3日(金) 研究授業(5、6年 委員会活動)
6日(月) イングリッシュ・キャラバン
7日(火) 避難訓練
9日(木) 中央区立阪本小学校訪問(4年交流)
10日(金) 生活科見学(1、2年)
15日(水) 日光移動教室(6年 ～17日)
20日(月) 音楽朝会
21日(火) 中央区立阪本小学校来校(4年交流)
22日(水) クラブ活動
25日(土) 道徳授業地区公開講座
地域芸能鑑賞会
28日(火) 音楽朝会 ふれあい給食(1年)
29日(水) 委員会活動
30日(木) 音楽朝会

- 11月
4日(火) 音楽朝会 消防署見学(3年)
6日(木) いじめに関する授業 避難訓練
7日(金) 連合音楽会(3～6年)
10日(月) ドローン操作体験授業(3～6年)
11日(火) 檜原苑訪問(1、2年)
12日(水) クラブ活動
13日(木) 体力アップ集会
14日(金) 遠足(5、6年) 図書館訪問(1、2年)
17日(月) 体力アップウィーク(～23日)
持久走旬間(～28日)
サナホーム訪問(1、2年)
18日(火) 個人面談(希望制 ～27日)
19日(水) 研究授業
20日(木) 研究授業
21日(金) 遠足(5、6年)
26日(水) クラブ活動
30日(土) マラソン大会・学校公開

字幕表示システム 「Cotopat®」を導入しました

耳のきこえづらい高齢者や聴覚に障害のある方、また、日本語を話せない外国人とのコミュニケーション上の課題を解決するため、音声文字化・多言語翻訳機能を有する字幕表示システム「Cotopat®」を「檜原村役場庁舎」と「やすらぎの里」に1台ずつ導入しました。

音声をリアルタイムで字幕表示することで来庁者とのコミュニケーションの円滑化を図ります。



(表示イメージ)



休日診療医療機関名のお知らせ

日(曜日)	医療機関名	住 所	電 話
10月 5日(日)	まつむらこども クリニック	あきる野市 引田225 丸徳ビル101	042-559-3322
12日(日)	あきる台病院	あきる野市 秋川6-5-1	042-559-5761
13日 (月・祝)	瀬戸岡医院	あきる野市 二宮1240	042-558-3930
19日(日)	あきるの内科 クリニック	あきる野市 二宮1011	042-558-5850
26日(日)	あべクリニック	あきる野市 瀬戸岡474-6	042-558-7730
受付時間 午前9時～午前11時45分・午後1時～午後4時45分			

* 午後の診療時間は変更となる場合がありますので、事前のご確認をお願いいたします。また、受診の際は診療科目を事前に確認してください。

テレホンサービスによる診療案内

東京消防庁救急相談センター TEL **042-521-2323**

携帯電話・PHSは **#7119**

秋川消防署

TEL **042-595-0119**

東京都保健医療情報センター TEL **03-5272-0303**

世帯と人口 (9月1日現在)

()内は前月比			
世帯数	1,094世帯(2人増)	人口	1,898人(2人増)
男	953人(2人増)	女	945人(増減なし)

防災行政無線メッセージサービス

TEL **042-598-1033**

過去に放送した内容を聞くことができます。

～今月の表紙～ 檜原村中学生海外派遣事業

7月24日(木)～8月5日(火)の日程でオーストラリアに滞在しました。檜原村と利島の生徒合わせて6名の派遣生が参加しました。

学校プログラムや現地の方々と交流し、たくさんの思い出を作ることができました。